

5. 路外駐車場設置及び管理規程届のチェックリスト

(1) 路外駐車場設置チェックリスト

項目(法令別)	事項	チェック	備考
届出要件 (法第11条、第12条)	1. 駐車供用面積が500㎡以上か		
	2. 都市計画区域内か		
	3. 駐車料金を徴収するか		
添付図面 (省令第1条)	1. 位置を示した縮尺1/10,000以上の地形図		※ 変更の届出の添付図面は、変更しようとする事項に係る図面とする
	2. ①～③を表示した縮尺1/200以上の平面図		
	①路外駐車場の区域		
	②路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路、その他の主要な施設		
	③路外駐車場付近の道路、令第7条第1項に規定する道路の部分、橋、トンネル		
3. 建築物である路外駐車場にあっては縮尺1/200以上の各階平面図及び2面以上の立面図、断面図			
構造、設備の 基準適合 (施行令第7条)	1. 自動車の出口、入口は適正か		※ ①「道路法第44条で定められた駐停車禁止部分」については、手引き4. 路外駐車場における注意事項:6頁 参照 ※ ③について補足あり(例外規定)、手引き4. 路外駐車場における注意事項:6頁 参照 ※ ①④⑤について補足あり(例外規定)、手引き4. 路外駐車場における注意事項:6頁 参照
	①道路交通法第44条で定められた駐停車禁止部分にないか		
	②横断歩道橋(地下横断歩道含む)の昇降口から5m以内にないか		
	③各施設の出入口から20m以内と当該出入口の反対側及びその左右20m以内にないか <各施設> 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館		
	④橋にないか		
	⑤幅員が6m未満の道路にないか		
	⑥縦断勾配が10%を超える道路にないか		
	⑦前面道路が2以上ある場合、自動車の出入口が自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路にあるか		
	⑧駐車場供用面積が6,000㎡以上のとき、出口、入口は分離構造で、かつ、それらは道路に沿って10m以上離れているか		
	⑨すみ切りの必要はないか、構造は適当か		
	⑩出口付近の見通しは十分か		
⑪道路内に出入口を設けてはいないか			

項目（法令別）	事項	チェック	備考
車路の構造 (施行令第8条)	1. 車路を円滑かつ安全に走行できるか		※ ()は自動二輪車専用の場合
	2. 車路の幅員は次の基準を満たすか		
	①料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路の幅員は2.75m(1.75m)以上あるか		
	②①を除く一方通行の車路の幅員は3.5m(2.25m)以上あるか		
	③その他の車路の幅員は5.5m(3.5m)以上あるか		
	3. 建築物である路外駐車場の場合次の基準を満たすか		
	①はり下の高さは2.3m以上あるか		
	②屈曲部を5m(3m)以上の内のり半径で回転できるか		
	③傾斜部の縦断勾配が17%以下か		
	④傾斜部の路面は粗面か、滑りにくい素材で仕上げているか		
駐車場供用部の高さ (施行令第9条)	1. 建築物である路外駐車場の駐車供用部分のはり下の高さは2.1m以上あるか		
避難階段 (施行令第10条)	1. 建築物である路外駐車場の場合、避難階段又はこれに代わる設備を設けてあるか		※ 避難階段は建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項 参照
防火区画 (施行令第11条)	1. 建築物である路外駐車場に給油所その他火災の危険のある設備を附置するときは、施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備により区画してあるか		※ 建築基準法第2条第7項に規定する耐火構造 ※ 建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備
換気装置 (施行令第12条)	1. 建築物である路外駐車場の場合、内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置はあるか ※ 対象面積については駐車マスおよび車路等も含む。		※ ただし書きあり、手引き4. 路外駐車場における注意事項:12頁 参照
照明装置 (施行令第13条)	1. 建築物である路外駐車場の場合、次の照度を保つ照明装置があるか		※ 自動車の車路及び駐車供用部分の水平照度曲線図を添付
	①自動車の車路の路面 10ルクス以上		
	②自動車供用部分の床面 2ルクス以上		

項目（法令別）	事 項	チェック	備 考
警報装置 （施行令第14条）	1. 建築物である路外駐車場の場合、自動車の出入りや道路交通の安全確保に必要な警報装置を設けてあるか		
特殊の装置 （施行令第15条）	1. 国土交通大臣が認める特殊の装置に該当するものがあるか		※ ある場合、国土交通大臣の認定書の写しを添付

(2) 管理規程チェックリスト

項目（法令別）	事項	チェック	備考
駐車料金の額の基準 （施行令第16条）	1. 駐車料金の額の基準は、次のとおりであるか		
	①能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正利潤を含む額をこえないこと		
	②自動車を駐車させるものに対し、不当な差別的扱いとなる額でないこと		
	③自動車を駐車させること的能力にかんがみ、その利用を困難にする恐れのない額であるか		
供用時間等の明示 （施行令第17条）	1. 路外駐車場の利用者が見やすい場所に路外駐車場供用時間、駐車料金の額を明示してあるか		※ 駐車場管理規程、供用時間・駐車料金を明示した看板等の姿図（寸法記載）を添付
管理規程 （法第13条第2項）	1. 管理規程に以下のことが定められているか		※ ②が法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名・住所
	①路外駐車場の名称		
	②路外駐車場管理者の氏名・住所		
	③路外駐車場の供用時間に関する事項		
	④駐車料金に関する事項		
	⑤前号に掲げるものの他、路外駐車場の供用契約に関する事項		
	⑥前各号に掲げるものの他、国土交通省令で定める事項		
（省令第3条）	1. 路外駐車場の供用時間に関する事項について、休業日、1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めているか		
	2. 駐車料金の額は、上限額をもって定めているか		
	3. 供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償額に関する事項を含んでいるか		
国土交通省令で定める事項について （省令第4条）	1. 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車について定めているか		
	2. 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要について定めているか		